

事 務 連 絡  
平成18年12月 8日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(韓国産レタス(チシャを含む。)及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号(最終改正:平成18年11月7日付け食安輸発第1107004号)に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、韓国産生鮮チシャにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品  
韓国産レタス(チシャを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)
- 2 検査項目  
残留農薬  
  
(違反事例)
  1. 品 名: 生鮮チシャ
  2. 生産国: 韓国
  3. 検査結果: ジメトモルフ 2.6ppm(基準値: 0.3ppm)
  4. 検 疫 所: 名古屋検疫所中部空港検疫所支所  
(届出受付番号: 第54000821040号6欄)
  5. 輸 入 者: 李 勇彦(GA GO PA)